

犯罪被害者週間

～まずは「知る」ことから～

京都市では、「犯罪被害者等支援条例」に基づき、社会全体で犯罪被害者やその御家族・御遺族を支え、安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、各種支援・啓発事業に取り組んでいます。

犯罪の被害に遭う可能性は誰にでもあります。自分だけではなく、御家族や友達等身近な人が被害に遭うかもしれません。自分が被害に遭ったら…どうするか、どうしてほしいか。被害者の方にはどう寄り添うか。一度考えてみませんか。

問合せ

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課
☎ 222-3193 FAX 213-5539



犯罪
被害者
週間

「犯罪被害者等基本法」の成立日である **12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）** が「犯罪被害者週間」と定められています。

「犯罪被害者週間」は、犯罪被害者の方が置かれている状況や生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めることを目的として設定されました。

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

犯罪被害による影響

生活上の問題

- 住居の問題（転居しなければならない）
- 収入の途絶（家族の死亡・ケガなど）
- 捜査、裁判などに伴う様々な負担

周りの人の言動による傷つき

- 周囲の人から興味本位な質問
- 相談機関・団体等の窓口などの二次的被害
- 配慮に欠けるマスコミの取材・報道



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



マンガ「こんなとき、どうする? 知って、考える犯罪被害者支援」

公益社団法人 全国犯罪被害者支援ネットワーク作成

大切なのは
「力になりたい
と思うこと」

被害者にとって「助けてほしい」と言うことは、とてもエネルギーが要ります。被害について話したり、相談することができず、いつもと違う行動やサインを出すことがあります。そんなときは被害者の気持ちに寄り添うようにしましょう。被害者の言葉や行動を否定せず「つらかったね」等、気持ちに寄り添った言葉をかけ、被害者の話を否定するような言葉掛けはしないようにしましょう。ただ一緒にいて話を丁寧に聞くだけでも、被害者の支えになります。

京都ホンデリング～本でひろがる支援の輪～

京都ホンデリングとは、読み終わった本などの不要になった書籍等を寄贈いただき、その売却代金を寄附として、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターによる支援活動に役立てるものです。あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を傷つけられたり、大切なものを失ったりして苦しんでおられる方たちへの支援活動へつながります。

[書籍等回収箱設置場所]

通年

- 京都市文化市民局くらし安全推進課（京都市役所分庁舎地下1階）
- 京都市役所分庁舎1階 受付横
- 左京区役所・中京区役所・右京区役所
- 京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」（中・東洞院通六角下る御射山町262）
- BiVi二条 入口（中・西ノ京梅尾町107）

11月25日～12月1日

- その他各区役所・支所

[対象書籍等]

寄贈可能な書籍等は、2011年以降に出版されたISBNのついた本又は規格品番のついたCD・DVD・ゲームのみです。

また、マンガ雑誌、週刊誌、百科事典、破損のひどい本、起動できないCD・DVD・ゲーム等は対象外となります。（詳しくはHPを御参照ください。）



詳細は
こちら

< ISBN 見本 >



ISBN978-4-1234-5678-9

京都ホンデリング



寄附型自販機の設置に 御協力をお願いします！

飲料の売上的一部分が「京都犯罪被害者支援センター」に寄附され、犯罪や交通事故に遭われた方やその御家族・御遺族の支援活動に使われます。御興味をお持ちいただけた場合はぜひお問い合わせください。



問合せ先：くらし安全推進課

犯罪被害でお困りの方へ

犯罪被害者総合相談窓口

京都市では、犯罪被害者やその御家族、御遺族の方のための相談や情報提供を行うワンストップ窓口を設置しています。

☎ 075-451-7830

月～金曜日 12時～17時

（祝・休日、8/12～8/16・12/28～1/4を除く。）